

## 公認会計士試験の科目免除、免除申請手続きについて

### (1) 試験概要

短答式試験は年2回、論文式試験は年1回実施されます。

短答式試験・・・財務会計論、管理会計論、監査論、企業法  
論文式試験・・・(必須)会計学、監査論、企業法、租税法  
(選択)経営学、経済学、民法、統計学から1科目

公認会計士試験の詳細は、公認会計士・監査審査会のウェブサイトに掲載の「令和5年公認会計士試験受験願書及び受験案内等の配付について」を参照してください。(http://www.fsa.go.jp/cpaao/)

### (2) 短答式試験科目の一部免除

公認会計士試験制度では、社会人を含めた多様な人々が受験しやすい制度にするとの観点から、一定の要件を満たした場合に試験科目の一部を免除する制度があります。

会計専門職専攻において、一定の分野において定められた単位を修得した上で修了し、修士(専門職)の学位を取得すれば、短答式試験のうち「財務会計論、管理会計論、監査論」の3科目が免除されます。免除を受けるためには本人の申請が必要です。

免除の可否については、公認会計士・監査審査会が行います。

### (3) 短答式試験科目の一部免除の要件

- ①財務会計分野 10 単位以上、管理会計分野 6 単位以上、監査分野 6 単位以上、かつ、財務会計分野、管理会計分野、監査分野で合計 28 単位以上が必要です。
- ②修了見込みの段階で一部科目免除申請は可能ですが、一部科目免除を受けるためには修了しなければなりません。

### (4) 免除申請に関する履修上の注意

①「合計 28 単位以上」には、本研究科カリキュラムのうち、財務会計、管理会計、監査以外の分野の科目は算入されません。

②短答式試験科目の一部免除の申請のためには、「簿記」「財務会計論」「管理会計論」「原価計算論」「監査論」を修得することが必要です。

なお、免除申請の時点で、これら5科目が修得済みであることが必要であり、免除申請の時期と授業期間との関係から以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

・3月修了の人が、修了直後の5月の短答式試験で一部科目免除を受ける場合・・・第3クォーターまでに上記5科目を修得済みであることが必要

・9月修了の人が、修了直後の12月の短答式試験で一部科目免除を受ける場合・・・第1クォーターまでに上記5科目を修得済みであることが必要

修了直後の短答式試験で一部科目免除を受けない場合は、修了までに上記5科目を修得すればよく、この場合、3月修了の人は12月の短答式試験から、9月修了の人は翌年5月の短答式試験から、それぞれ一部科目免除の申請が可能です。

③以下の科目は、修了必要単位数には算入されますが、公認会計士試験の一部科目免除申請に必要な修得単位数(上記(3)の①)には含まれませんので、ご注意下さい。

「簿記原理」「会計学原理」「財務会計論文指導Ⅰ」「財務会計論文指導Ⅱ」「財務会計論文指導Ⅲ」「財務会計論文指導Ⅳ」「財務会計特別講義A」「財務会計特別講義B」「管理会計特別講義A」「管理会計特別講義B」「監査特別講義A」「監査特別講義B」

④公認会計士・監査審査会に免除申請をする際に提出する「修得修了(見込)証明書」のうち、他大学院科目を単位認定した科目の成績は、公認会計士・監査審査会の免除審査時に、必要な科目の単位として認定されない場合があります。

免除に必要な単位数については、認定の審査が確実である本研究科開講の授業科目(入学前に本研究科で科目等履修により修得した科目を含む)の単位で修得するよう、留意してください。

⑤本研究科を修了後に免除申請をした結果、免除を受けられなかった場合に、修了後の科目等履修により修得した科目で免除に必要な科目を補うことはできません。事前に余裕をもった履修計画を立ててください。

## (5) 免除申請手続の流れ

免除申請は、本人の責任において行うものであり、誤った申請により免除を受けられなくなる場合がありますので、間違いのないよう注意して取り組んでください。

公認会計士・監査審査会のウェブサイトに掲載の「令和5年公認会計士試験受験願書及び受験案内等の配付について」を必ず参照してください。

(<http://www.fsa.go.jp/cpaob/>)

不明な点があれば経営戦略研究科事務室([iba@kwansei.ac.jp](mailto:iba@kwansei.ac.jp)/0798-54-6572)にお問い合わせください。

## ◆在學生（2023年3月修了見込者）の場合

### ●免除申請の準備（～1月23日(月)まで）

#### 1. 修得・修了見込証明書を大学（経営戦略研究科事務室）に申請（締切：1月23日(月)）

事務室窓口で申し込む場合は、証明書発行機で、「証明書申込書（その他）」（200円分）を購入し、事務室に申し込んでください（証明書発行機に学生証カードを通し、パスワードを入力後、「その他証明書申込書」メニューを選択、「証明書交付願（その他）」メニューで購入）。原則として、西宮上ヶ原キャンパスで受け取りの場合は申込日の（土日を除く）3日後、大阪梅田キャンパスでの受け取りの場合は4日後に発行となります（証明書を郵便で受け取ることを希望される場合は、郵送料分の切手を貼付した返信用封筒をご持参のうえ、申込み手続きを行ってください）。郵送で申し込む場合は、「証明書発行依頼書（在学生用）」をkwicからダウンロードの上、必要事項を記入し、発行手数料分の定額小為替（200円×必要数、「指定受取人おなまえ」は空欄）と返信用封筒（長形3号（おおむね23cm×12cm）の封筒に84円の郵便切手を貼付し、宛先（申請者）の郵便番号・住所・氏名を明記すること）を共に郵送してください。

郵送等で申し込む場合も1月23日(月)必着で申込みをしてください。

■第3Qまでの成績と、第4Qの履修科目の証明をします。

■氏名は戸籍上のものを記載する必要があります。学生証の「氏名」（特に漢字、点やハネの有無等）に注意し、戸籍上の氏名と相違があれば申込みの際お知らせください。なお、改姓名をしている場合も、経営戦略研究科事務室に届け出てください。

#### 2. 免除申請書等必要書類の準備 ※修了見込者のインターネットによる免除申請は不可

##### ①公認会計士試験免除申請書

公認会計士・監査審査会ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/cpaob/>) から様式をダウンロードしてください。

〈記入上の注意〉

- ・「日付」欄には、修得・修了見込証明書発行日以降の日付を記載すること。
- ・ふりがな、住所、電話番号等の記入漏れに注意すること。
- ・氏名は戸籍上のものを記入すること。外字でワープロ入力できない場合は、手書きでも良いので必ず戸籍上のものを記入すること。
- ・税理士資格による免除申請者等で、既に、短答式試験の財務会計論の免除を受けている場合又は別に免除を受けることとしている場合には、免除を受けようとする試験科目として、財務会計論を記載しないこと。
- ・電話番号は日中に速やかに連絡がとれる連絡先（携帯電話など）を記載すること。
- ・公文書となるので、丁寧に記入すること（ワープロ入力でよい）。

##### ②修得・修了見込証明書

・上記1.のとおり、修得・修了見込証明書を準備する。

##### ③返信用封筒（「条件付免除の通知書」の交付に使用される）

- ・長形3号（おおむね23cm×12cm）の封筒で、簡易書留又は特定記録郵便扱いとし、必要金額分の切手（簡易書留404円、特定記録郵便244円。超過分の切手代の返金は不可）を貼付し、「簡易書留」又は「特定記録郵便」を明記すること。
- ・宛先（申請者）の郵便番号・住所・氏名を明記すること。

※④早期修了履修コースの申請者は、**早期修了履修コース許可通知書**を事務室にて発行しますので申し出てください。免除申請の際にその許可通知書を添付してください。なお、早期修了履修コースを

申請していたが、結果として2年以上で修了する場合は不要です。

※⑤入学時に本研究科の科目等履修、または他大学院等で修得した科目を単位認定した科目がある場合は、次を添付してください。控えない場合は事務室にご相談ください。

- 経営戦略研究科からの単位認定通知書のコピー
- 経営戦略研究科への単位認定申請書（授業内容・シラバス等を含む）のコピー

※④、⑤については該当する場合のみ準備が必要です。

●免除申請書等を公認会計士・監査審査会に郵送（2月3日(金)まで） 消印有効

準備した書類、①～③（必要な場合は④⑤）の左上をクリップで留めて提出してください。

公認会計士・監査審査会のウェブサイトに掲載の「令和5年公認会計士試験受験案内」を参照の上、郵送ください。

●審査会から条件付免除の通知書を受け取る。

●受験願書の提出（2月6日(月)～2月17日(金)消印有効）

・受験願書に■通知書（条件付免除通知書）原本等を添付して各財務局へ簡易書留で郵送  
通知書の右上に免除通知書番号が付されるので、受験願書を送付する際は、「⑯その他の免除通知書番号」の欄にこの番号を記入すること。

●修得・修了証明書の提出（4月7日(金)必着）

1. 修得・修了証明書を関西学院大学経営戦略研究科事務室に申請する。  
申請方法は、上述の「修得・修了見込証明書」と同様。
2. 経営戦略研究科修了後、公認会計士・監査審査会に指示された期日、方法の通りに、■修得・修了証明書、■返信用封筒（免除通知書の交付に使用される）、を封筒に入れ、表に「公認会計士試験免除申請用 修得・修了証明書在中」と朱書きして、公認会計士・監査審査会に簡易書留で郵送する。返信用封筒は、長形3号（おおむね 23cm×12cm）の封筒で、簡易書留又は特定記録郵便扱いとし、必要金額分の切手（簡易書留 404 円、特定記録郵便 244 円。超過分の切手代の返金は不可）を貼付し、「簡易書留」又は「特定記録郵便」と明記し、宛先(申請者)の郵便番号・住所・氏名を明記すること。
3. 修了できなかった場合で、その年に公認会計士試験を受験する場合は、■修了できなかった旨の通知書を本研究科が本人宛に作成するので、経営戦略研究科事務室に申請し、修得・修了証明書の代わりに公認会計士・監査審査会に郵送する。

●公認会計士・監査審査会から受験票、免除通知書が郵送される。（4月下旬）

## ◆修了者（2022年9月以前修了者）の場合

●免除申請の準備（1月23日(月)まで）

\*インターネットによる免除申請も可能です。

詳細は、公認会計士・監査審査会ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/cpaab/>）に掲載の「令和5年公認会計士試験受験願書及び受験案内等の配付について」をご確認ください。

1. 修得・修了証明書を大学（経営戦略研究科事務室）に申請  
申し込み方法には上ヶ原キャンパス経営戦略研究科事務室窓口での申込み、郵送での申込み、WEBでの申し込みがあります。  
申し込みは 1月23日(月)までです。郵送等で申し込む場合も 1月23日(月)必着で申し込みしてください。  
申し込み方法の詳細は本学ウェブサイトをご参照ください。 ウェブサイト：関西学院大学トップページ>> 関西学院大学 各種証明書の発行について（卒業生の方）  
[https://www.kwansei.ac.jp/university/university\\_007723.html](https://www.kwansei.ac.jp/university/university_007723.html)
2. 免除申請書等必要書類の準備
  - ①公認会計士試験免除申請書  
公認会計士・監査審査会ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/cpaab/>）から様式をダウンロードしてください。  
<記入上の注意>
    - ・「日付」欄には、修得・修了証明書発行日以降の日付を記載すること。

- ・ふりがな、住所、電話番号等の記入漏れに注意すること。
- ・氏名は戸籍上のものを記入すること。外字でワープロ入力ができない場合は、手書きでも良いので、必ず戸籍上のものを記入すること。
- ・税理士資格による免除申請者等で、既に、短答式試験の財務会計論の免除を受けている場合又は別に免除を受けることとしている場合には、免除を受けようとする試験科目として、財務会計論を記載しないこと。
- ・電話番号は日中に速やかに連絡がとれる連絡先（携帯電話など）を記載すること。
- ・公文書となるので、丁寧に記入すること（ワープロ入力が望ましい）

## ②修得・修了証明書

- ・上記 1. のとおり、修得・修了証明書を準備する。

## ③返信用封筒（「免除通知書」の交付に使用される。）

- ・長形3号（おおむね 23cmx12cm）の封筒で、簡易書留又は特定記録郵便扱いとし、必要金額分の切手（簡易書留 404 円、特定記録郵便 244 円。超過分の切手代の返金は不可）を貼付し、「簡易書留」又は「特定記録郵便」と明記すること。
- ・宛先（申請者）の郵便番号・住所・氏名を明記すること。

※④早期修了した方は、■**早期修了履修コース許可通知書**を事務室にて発行しますので申し出てください。免除申請の際にその許可通知書のコピーを添付してください。なお、早期修了履修コースの申請はしていたが、結果として1年半で修了しなかった場合は対象外です。

※⑤入学時に本研究科の科目等履修、または他大学院等で修得した科目を単位認定した科目がある場合は、次を添付してください。控えがない場合は事務室にご相談ください。

- 経営戦略研究科への単位認定申請書（授業内容・シラバス等を含む）のコピー
- 経営戦略研究科からの単位認定通知書のコピー

※④、⑤については該当する場合のみ準備が必要です。

●免除申請書等を公認会計士・監査審査会に**書面（2月3日(金)消印有効）またはインターネット（2月10日(金)23:59まで）にて申請**

書面申請の場合、準備した書類、①～③（必要な場合は④⑤）の左上をクリップで留めて提出してください。

公認会計士・監査審査会の「[令和4年公認会計士試験受験受験案内](#)」を参照の上、郵送ください。

●審査会から免除通知書を受け取る。

●受験願書の提出 **書面（2月6日(月)～2月17日(金)消印有効）またはインターネット（2月6日(月)10:30頃～2月27日(月)23:59）にて申請**

- ・**書面申請の場合**、受験願書に■免除通知書のコピー等を添付して、各財務局へ簡易書留で郵送。通知書の右上に免除通知書番号が付されるので、受験願書を送付する際は、「⑮その他の免除通知書番号」の欄にこの番号を記入すること。